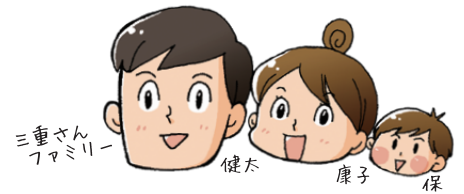




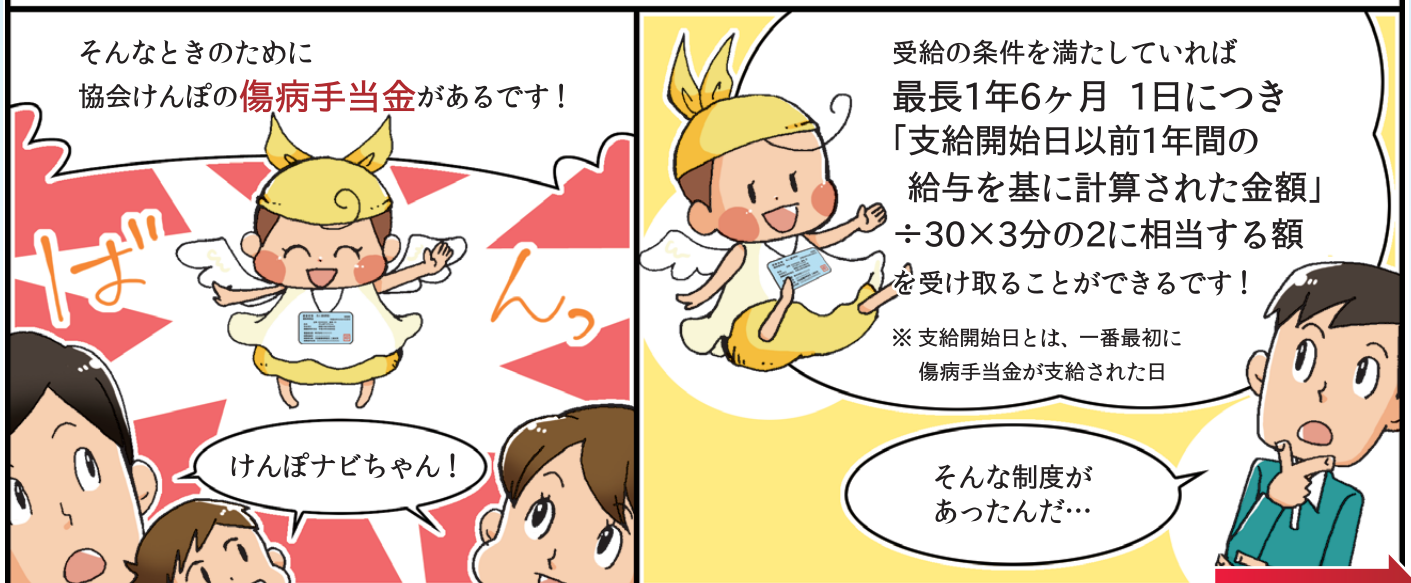
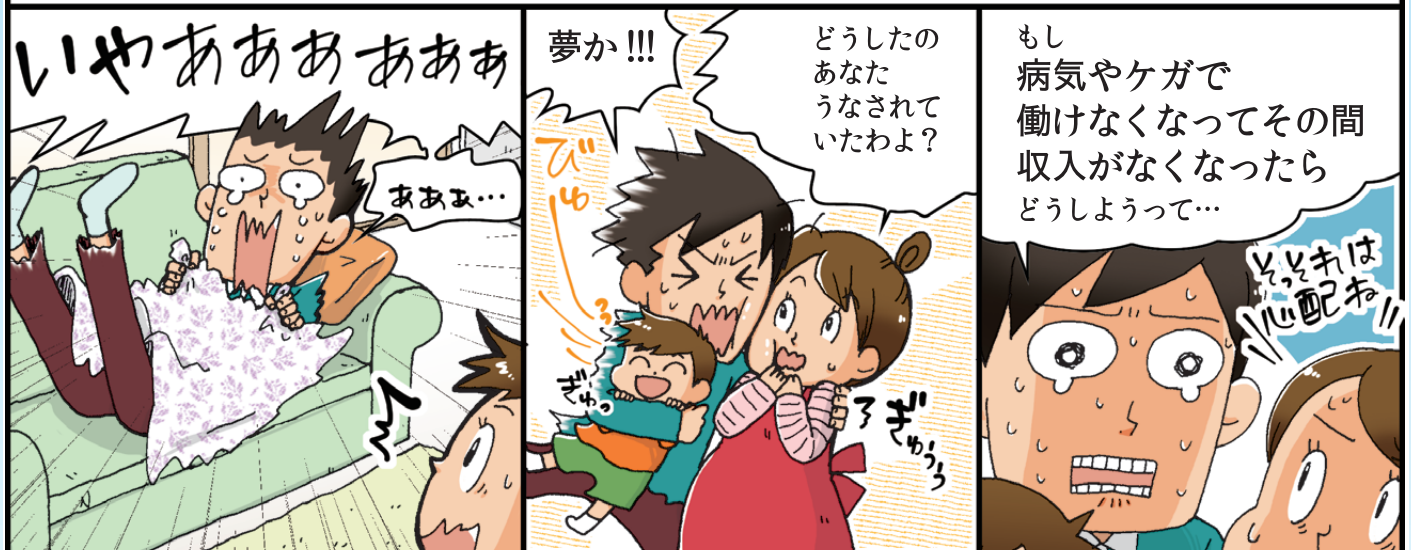
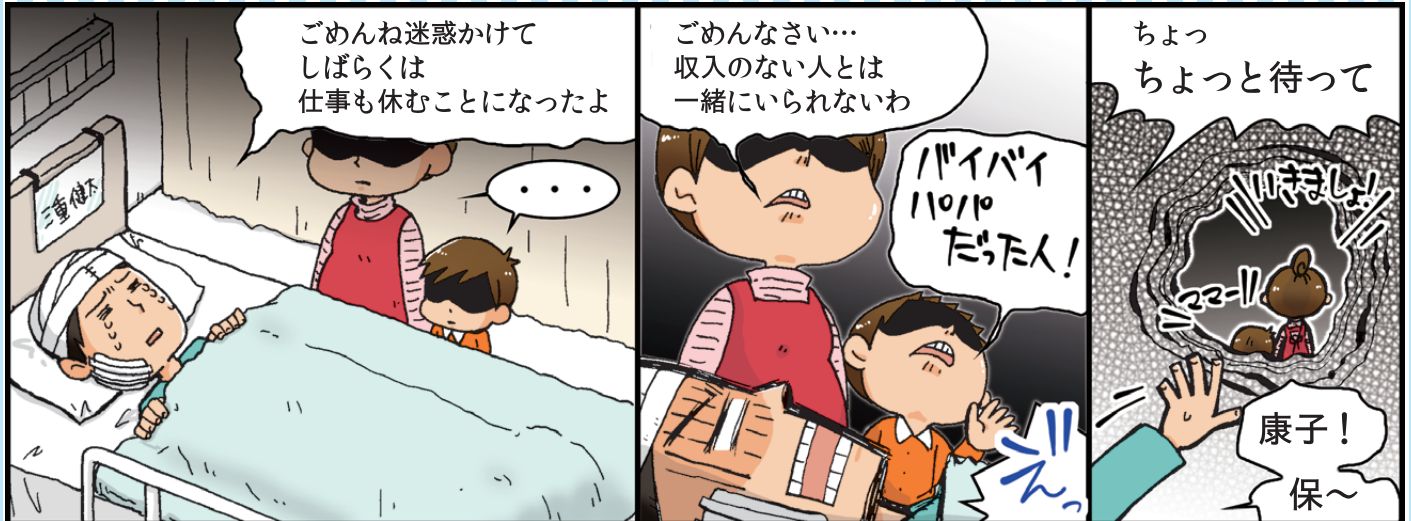
マンガでわかる

健康保険のしくみ⑥



病気やケガで
会社を休んだときの

傷病手当金が支給される場合は？



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

詳しくはウラ面で

支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

例) H27.4/1 資格取得 H27.9 支給開始日 H28.6/1 支給開始日

← 支給開始日以前 (A事業所(協会けんぽA支部)) → 支給開始日以降

標準報酬月額 26万円(5ヶ月) 標準報酬月額 30万円(10ヶ月)

支給開始日以前の12ヶ月(H27.7~H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します

$$(26\text{万円} \times 2\text{ヶ月} + 30\text{万円} \times 10\text{ヶ月}) \div 12\text{ヶ月} \div 30\text{日} \times \frac{2}{3} = \text{支給日額 } 6,520\text{円}$$

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します
※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は計算方法が異なるのでwebで確認してほしいです

受給の条件はこの4つ

- 1 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- 2 仕事に就くことができないこと
- 3 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- 4 休業した期間について給与の支払いがないこと

いざというときのためにもう少し詳しく調べておこう!

けんぽナビちゃんの

ここがポイント!



✓ 病気やケガで会社を休んだときには申請により **傷病手当金が受けられます!**

傷病手当金は、病気やケガによる休業中に被保険者の生活を保障するために設けられた制度です。協会けんぽに傷病手当金支給申請書をご提出ください。

✓ 傷病手当金の受給には **一定の条件があります!**

✓ **受給期間は最長1年6ヶ月**です!

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は計算方法が異なります。

✓ 1日あたりの金額は $\left[\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30\text{日} \times \frac{2}{3}$ です!

詳しくは、協会けんぽのwebサイトをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

お問い合わせ・ご相談は

059-225-3314

受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル